

消防用設備等審査・検査基準

(全部改正) 令和 8 年 2 月 3 日 伺定め
(令和 8 年 3 月 2 4 日 施行)
(一部改正) 令和 8 年 3 月 3 0 日 伺定め
(令和 8 年 3 月 3 1 日 施行)

前橋市消防局予防課

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	消防同意事務審査要領
第 1	政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い
第 2	消防用設備等の設置単位
第 3	建築物の床面積及び階の取扱い
第 4	無窓階の取扱い
第 5	収容人員の算定
第 6	政令第 8 条に規定する区画等の取扱い
第 7	内装制限・防火材料
第 8	消火器具
第 9	屋内消火栓設備
第 9 - 1	パッケージ型消火設備
第 1 0	非常電源
第 1 1	スプリンクラー設備
第 1 1 - 1	パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）
第 1 1 - 2	パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）
第 1 2	泡消火設備
第 1 2 - 1	特定駐車場用泡消火設備
第 1 3	不活性ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）
第 1 3 - 1	不活性ガス消火設備（イナートガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）
第 1 4	ハロゲン化物消火設備
第 1 5	粉末消火設備
第 1 6	屋外消火栓設備
第 1 7	動力消防ポンプ設備
第 1 8	自動火災報知設備
第 1 9	ガス漏れ火災警報設備
第 2 0	漏電火災警報器
第 2 1	火災通報装置
第 2 2	非常警報設備
第 2 3	避難器具
第 2 4	誘導灯及び誘導標識

- 第 2 5 消防用水
- 第 2 6 排煙設備
- 第 2 7 連結散水設備
- 第 2 8 連結送水管
- 第 2 9 非常コンセント設備
- 第 3 0 無線通信補助設備
- 第 3 1 業態別消防用設備等の取扱い
- 第 3 2 消防用設備等に係る届出等に関する運用基準
- 第 3 3 フード等用簡易自動消火装置
- 第 3 4 防災センター
- 第 3 5 アーケードの取扱い
- 第 3 6 道路の上空に設ける通路の取扱い

参 考 群馬県高層建築物等防火対策指導要綱

注) 各技術基準については、根拠あるいは関連する法令等の改正があった場合は、関係する法令等の適用に配慮して運用すること。